

令和4年度

研究紀要

第18号

秋田県立男鹿海洋高等学校

令和4年度 研究紀要 目次

巻頭言	校長 船木 和則	1
I 授業研究		
○校内研究授業（2月6日）		
・研究会実施要項		3
・理科 授業指導案と分科会記録	授業者：福司 功治	5
・食品科学科 授業指導案と分科会記録	授業者：齋藤 美津子	11
II 研修		
○令和4年度生徒指導 指導者養成研修報告	大高 英俊	17
○教員研修（実習体験）①	海洋科	40
〃 ②	食品科学科	41
○不祥事防止（交通安全）	研修部	42
III 教育研究		
○図書部実践研究	関口 収	43
本校生徒の読書活動推進に向けての図書部の実践 ～「図書だより 知の世界へ」を通じた良書の紹介～		

巻頭言

校長 船木 和則

「教育とは何か？」と問われた場合、ほとんどの人は戸惑うことでしょう。その定義は様々な視点から定義されているが、とりわけ教育の目的は、教育基本法第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」とされている。それでは教育の目的がなぜ人格の完成を目指すかです。

ドイツの哲学者イマヌエル・カントによると、人間の心底には常に欲望がつきまとい、たとえ下心がないと自ら思っている、自覚していない潜在的な下心があるかもしれず完全な欲望の排除は不可能だとされています。それは教育の目的への到達、すなわち人格の完成は不可能であることを意味しますが、それでもなお教育の目的を「人格の完成」に置くことは、人間にできることはその完全性に向かった無限の道徳的進歩の必要性があるということになるのです。

それではその教育を担う教員はどうあるべきなのでしょう。教員は教育の見本として、将来ある子どもたちに教鞭をとっているわけですから、常に時代の変化に対応していかなければなりません。そのため定期的な研修を受け、教員は常に新しい教育指針を掲げる必要があります。教育基本法第9条には「法律の定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と定められています。学校の教員は教員となっても、常にその立場を深く理解した上で絶えず研究と修養に努める義務を全うする必要があります。

また、教育公務員特例法第21条にはこのように「教育公務員は、その職務を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と定められています。さらに「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」と定められ、教員を採用するものは教員という身分を尊重した上で、研修に必要な施設や計画などの補助をしなければならないとされています。

教員の資質能力の向上は、いつの時代にも取り上げられますが、多くの指針や施策が施行されてきたにもかかわらずいつも教員個人の問題に戻ってしまいがちです。しかし ICT

の活用が広がり、多様化し、より多くの情報の中で自己研修、自己研究を常に続ける自主的、主体的な学びが大切であるといえます。その時間を確保するためには組織として対応していかないとならないということです。そこで、『校内研修は「協業」として各学校の特色ある教育の質を高め、各教師の資質・能力を向上させる』ものでなければならないと思います。

2021年の中央教育審議会答申の『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』の中で、教職員の姿として「教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。」とあります。いわゆる学校組織力のアップの重要性を述べています。

最後に、日々切磋琢磨し、各学校で目標を共有し、教員の共同研究の実施を通じて同僚性や協働性を強化し、全体の教育力が高まるような教員研修の充実が進むことを願い、巻頭言としたいと思います。

I 授業研究

○研究会実施要項

○授業指導案と分科会記録 理科 授業者：福司 功治

○授業指導案と分科会記録 食品科学科 授業者：齋藤 美津子

③ふせん貼り付け

3つの研究ポイントについて、良かった点（赤ふせん）と課題点（青ふせん）を模造紙に貼る。

④協議と集約

<全体会・閉会行事>

司会：大高

報告：普通科（石井）

水産科（岩谷）

管理職より

6. 研究授業 授業者・会場

クラス	科目	授業者	使用教室
1年 普通科	科学と人間生活	福司 功治	1年普通科教室
2年 食品科学科	食品管理	齋藤 美津子	2年食品科学科教室

7. 研究協議会 参加者予定

教科	授業者	参加者と役割
普通科	福司 功治	司会進行：太田伸子 記録・報告：石井俊 (参加者) 普通科教職員
水産科	齋藤 美津子	司会進行：大高英俊 記録・報告：岩谷裕次 (参加者) 水産科教職員

理科 「科学と人間生活」 学習指導案

日 時：令和5年2月6日（月）6校時

場 所：1年普通科教室

対 象：1年普通科18名

授業者：福司 功治

教科書：科学と人間生活（数研出版）

1. 単元名 「宇宙や地球の科学（太陽と地球）」

2. 単元の目標

- (1) 気圧配置や季節風、地形の特徴から日本の四季の特徴の理解を深める。【知識・技能】
- (2) 日本の四季の因果関係を説明できる。【思考・判断・表現】
- (3) 日本の四季や気象災害を自分の言葉で説明しようとする。【主体的に学習に取り組む態度】

3. 単元の評価規準

【知識・技能】

日本周辺の気圧配置や季節風、地形から日本列島の四季や災害の理解につなげることができる。

【思考・判断・表現】

- ・日本周辺の気圧配置の季節変化と、気候の特徴との関係を説明できる。
- ・気象災害についての因果関係を説明できる。

【主体的に学習に取り組む態度】

・気象現象に興味をもち、日本に四季の変化がある理由や、季節によって起こりやすい気象災害、天体と海洋の運動について、日本周辺の気圧配置や天体の運動と関連づけて、意欲的に理解しようとしている。

4. 単元（または題材）について

①生徒観

男子7名、女子11名、計18名のクラスである。積極的に発言する生徒が複数名いる一方、とても物静かで発言に自信がなく声の低い生徒もいる。雰囲気から反応の良い一部の声だけを

取り上げることに留めず、個々の理解に目を向ける仕掛けや準備が必要である。また、取り掛かりや作業が圧倒的に遅い生徒への配慮も必要である。

②教材観

本単元の知識や理解について、特に気象に関しての分野は日常生活で活かせる内容である。指導要領では災害時における対応力の育成が期待されており、因果関係を洞察する力を養いながら科学的理解を深めることができる教材だと考えている。

③指導観

全体の気象現象につながる重要な気象要素に着目して、それを結びつける流れを体験し、自信を持って自分の言葉で表現できるような流れを作りたい。そのために、生徒同士の知識などを表面化させ、統合する時間を作り、さらに個々が理解を自分の言葉でまとめる展開にしたい。

5. 指導計画

- ①気象のしくみと気圧配置・・・・・・・・・・ 1 時間
- ②冬の日本海側の降雪と太平洋側の気象・・・・ 1 時間（本時）
- ③春、夏、（秋）の気象と梅雨・・・・・・・・ 1 時間
- ④日本の気象災害・・・・・・・・・・ 1 時間

6. 本時の学習

①本時の目標

日本列島の冬の典型的な降雪のしくみについて理解し、自分の言葉で表現できるようになる。

②本時について

冬の気圧配置から風の流れを理解し、降雪までの流れを個々で説明できるようにする。

③本時の展開

区分	学習活動と内容 【生徒の活動】	学習 形態	指導上の留意点・支援・評価 【教師の活動】	準備・資料等
導入 10分	1. 前時の確認 ・気圧と気団の確認 2. 本時の課題の理解	全体	・気圧は地表付近で判断していることを思い出させる。 ・気団の特徴にも注目させる。 ＜評価Ⅲ＞	ノート 教科書 (電子黒板)
本時の目標：冬の秋田に雪が降るのはなぜ？説明しよう！				
展開 30分	3. 冬の気団と風の向きについて ・気圧から風向きを判断 ・天気図で確認 4. 日本列島の地形の確認 ・山脈の存在の確認 ・上昇気流によって雲ができることを確認 ・乾燥した空気が湿気を含むプロセスを確認する 5. 日本海側に冬の降雪を説明し合う。 ・立体的に理由づけする。 6. 太平洋側の天気 ・下降気流による天候の特徴を考える。	全体 全体	・ポイントの流れを板書して、必要な流れをイメージしやすくする。 ・高気圧と低気圧の関係を活用するようにヒントを出す。 ・降雪のためには雲の形成と、そのための上昇気流を起こす原因を考えさせる。 ・シベリア気団からの空気は乾燥していることから降雪に必要な湿気の起因を考えさせる。 ＜評価Ⅲ＞ ・協議しやすいよう、4、5人のグループになるよう指示する。 ・机間指導で確認・助言をする。 ・理解を共有できるよう、グループの意見発表を促す。＜評価Ⅱ＞ 【発問】「同じ東北の、仙台（や岩手）の冬はどんな天気か」	教科書 (電子黒板) ※個人PC 簡単な工作物 (気団、風向、山脈)
まとめ 10分	7. まとめ ・クラスルームの課題でまとめる 8. 次時の内容の理解	個人 全体	・2種類の課題から選択する意図を生徒理解の立場から説明する。 ・課題提出した生徒とのやり取りで理解を共有させる。 ＜評価Ⅰ、Ⅱ＞ ・次時の学習内容を推測させる。	生徒個人PC

I 【知識・技能】、II 【思考・判断・表現】、III 【主体的に学習に取り組む態度】

授業研究分科会協議記録（普通科）

進 行：太田伸子（研修部）

記 録：石井 俊（研修部）

授業者：福司功治（理 科）

1. 授業者より

<本時の目標について>

科学と人間生活の単元「宇宙や地球の科学（太陽と地球）」のうち、日本、特に私たちが住む東北地方日本海側の気候に関する理解を深めてほしいとの思いから、「日本列島の冬の典型的な降雪のしくみについて理解し、自分の言葉で表現できるようになる」に設定した。

<研究テーマについて>

研究テーマのうち、「生徒の主体的で深い学び、達成感を得られるしかけの工夫」と「協働的学習活動」に関して、いろいろ考慮した末、冬型の気圧配置によって日本海側に雪が多く降るしくみや流れを生徒がグループで寸劇のような形で再現、説明する活動をさせることにした。生徒たちはこちらが意図した以上に意欲的に取り組み、また、楽しんでいたと思う。この点についてはよかったと考えている。

もうひとつの ICT 活用は、今回の授業では時間切れでお見せすることができなかったが、本時のまとめワークを **classroom** を通じて提出させ、時間内に添削して返すということをやっている。別のクラスでは 10 分程度で行うことができた。

<授業後の所感>

- ・明るく賑やかな雰囲気の中、生徒からの活発な発言が多くあった。
- ・設定した本時の目標はほぼ達成できたように思う。
- ・反省点としては、前回の学習内容の理解の確認に時間をかけすぎたことだ。説明や解説をもっと簡潔にすればよかったと思う。また、発問や思考の導き方に改善すべき点があった。この反省を次回に生かしたい。

2. 協議会

<良い点>

- ・クラスの雰囲気がとてもよかった。生徒の発言がとても多かった。(別の教科の授業では)ほとんど声を出さない生徒も元気な声を出していて驚いた。
- ・本時の目標は達成できた。生徒も本時の目標を明確に意識して授業に取り組んでいた。
- ・「説明できるようになる」の目標は主体性と学びの深さの質を向上させる効果が大きい。
- ・小道具(気団、雪、風など)が生徒の興味を引く。
- ・寸劇をやらせることは理解度を深めることだけでなく、生徒の理解度を確かめるのにも非常に有効だ。
- ・教師の発問により、生徒が積極的に発言(発表)していた。
- ・Chromebookのclassroomを活用した授業の振り返りは効果が高いと思われる。

<改善点>

- ・全体の時間配分として復習の時間を長く取っていたが、短縮してロールプレイの時間を長くしたほうがよかった。
- ・電子黒板やプリントを用いて板書を先生が書いたり生徒が書き写したりする時間を節約したほうがよかったのではないか。

3. まとめ

【研究テーマ①「生徒の主体的で深い学び、達成感を得られるしかけの工夫」について】

雪が降るしくみを寸劇で表現させるという手法は、深い理解を必要とし、また達成感も得られる大変良いアイデアだった。

【研究テーマ②「協働的学習活動の取入れ」について】

グループごとの寸劇の打合せの際、気団や水蒸気の動きについて生徒同士で確認しあい、理解を深め合う様子が見られた。前時の学習内容を確認する場面でも、先生と生徒、および生徒同士のやり取りが盛んに行われていた。

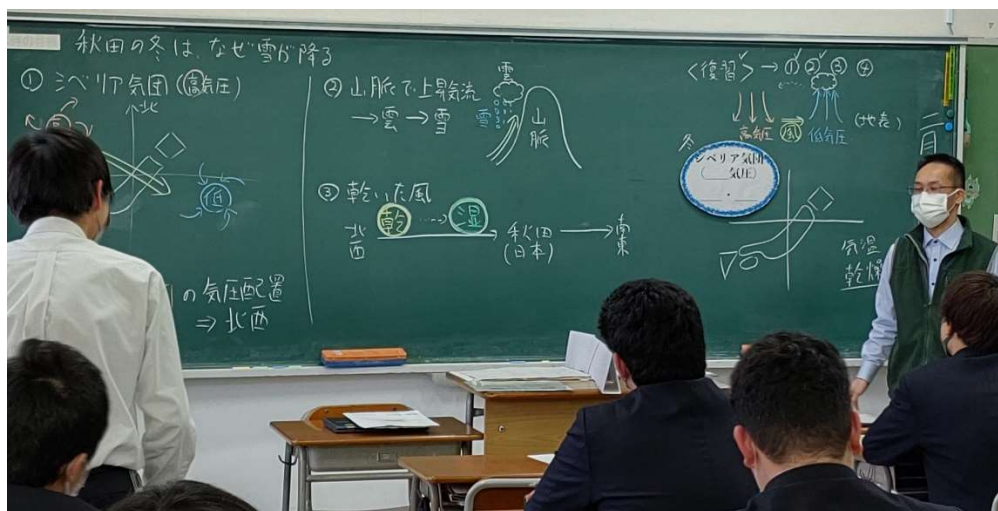
【研究テーマ③「ICT 機器の効果的利用」について】

日本地図や簡易な天気図を板書していたが、これらは時間短縮のためにも電子黒板を活用したほうがよいだろう。ふりかえり・まとめワークの時間は今回は取れなかったが、google classroom 経由だと時間内の返却や評価への活用が即座にできるとことを他教科でも参考にすべきだろう。

【メインテーマ「生徒の主体的で深い学びを実現する授業づくりの研究の推進」について】

研究テーマに沿ったアイデアをふんだんに盛り込み、示唆に富んだ授業を見せていただいた。また、生徒たちの雰囲気から先生との信頼関係の厚さが感じられるなど、参考になること点が非常に多い授業研修であった。

【授業の様子】



食品科学科 「食品管理」 学習指導案

実施日時：令和5年2月6日（月）
6校時

場 所：2年食品科学科教室

対 象：2年食品科学科 11名

授 業 者：齋藤美津子

教 科 書：食品管理（文部科学省）

1. 単元名 第2章 食品の成分変化
第1節 食品の成分と栄養
第4 脂質

1 脂質の種類

2 油脂 (1) 油脂の構造

(2) 脂肪酸（本時）p29～30

2. 単元の目標

- (1) 食品の成分や栄養、機能性、品質変化について理解することができる。
- (2) 食品の成分及びその変化に関する課題を発見し、食品の品質管理や安全管理に着目して合理的かつ創造的に解決することができる。
- (3) 食品の成分及びその変化について自ら学び、食品の品質管理や安全管理に主体的かつ協働的に取り組むことができる。

3. 単元の評価規準

【関心・意欲・態度】

身近な水産食品の成分と化学的な性質及び栄養について関心を持ち、農産物と比較して基礎的な知識を学ぶ態度を身に付けている。

【思考・判断・表現】

身近な水産食品の成分と化学的な性質及び栄養について農産物と比較して自ら思考を深め、理論的に判断し、表現する能力を身に付けている。

【技能】

身近な水産食品の成分と化学的な性質及び栄養について農産物と比較した水産食品の基礎的な知識を適切に活用する。

【知識・理解】

身近な水産食品の成分と化学的な性質及び栄養について、農畜産物と比較した水産食品の基礎的な知識を身に付け、理解している。

4. 単元（または題材）について

①生徒観

発言や質問を積極的に行う生徒が多く、自ら学び、他の生徒へも伝えようとする姿勢が見られる。ただし複雑で化学的な思考をすることは苦手であり、そのような

内容では集中力が途切れる場面を見ることもある。集中力を維持しながら化学的な内容を学ばせることに工夫が必要である。

②教材観

本時は油脂を構成する脂肪酸について学ぶ。飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸の共通点と相違点を探させたい。また、構成する脂肪酸により油脂の性質がどのように変わるのか、食品を扱う際に注意すると良いことは何か、考えさせたい。

③指導観

飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸の共通の部分と相違な部分を表から見つけさせ、観察力を養わせたい。またそれが油脂の性質にどのように関係するのか考えさせたい。

5. 指導計画

- 食品の概要…………… 1 時間
- 食品中の水分…………… 2 時間
- タンパク質…………… 7 時間
- 脂質…………… 8 時間 (本時 2 / 8)
- 炭水化物…………… 5 時間
- 無機質…………… 1 時間
- ビタミン…………… 2 時間
- 酵素…………… 3 時間

6. 本時の学習

①本時の目標

飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸の共通点、相違点を見つけ、それらの事項から油脂の性質を考えることができる。

②本時について

飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸を見比べ、発表させた後、ノートに記入させ、化学的な構造にも触れさせたい。

③本時の展開

区分	学習活動と内容 【生徒の活動】	学習 形態	指導上の留意点・支援・評価 【教師の活動】	準備・資料等
導入 5分	1. 前時の復習 ・前時の復習をする。 2. 本時の目標の提示	全体 全体	・本時の学習内容と関連付けるため、既習事項の復習から始める。 ・本時に学習する事項が定着しているか。 ・本時のノートの使い方を助言する。	前時からの学習ノート 電子黒板
<p>本時の目標 飽和脂肪酸と不飽和脂肪酸の共通点、相違点を見つけ、それらの事項から油脂の性質を考えることができる。</p>				

<p style="text-align: center;">展 開 35分</p>	<p>3. 本時の流れの理解 ・学習の見通しをもつ。</p> <p>4. 個人の課題解決 ・飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸の共通点、相違点を見つけ、発表する。 (-COOHがある、二重結合があるなど)</p> <p>・共通点、相違点をまとめ、共有する。</p> <p>5. 個人の課題解決 ・飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸の共通点、相違点を図により確認する。</p> <p>6. 個人の課題解決 ・飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸の図を書く。 ・脂肪酸と油脂の性質の関係を考え、発表する。 ・販売されている食品の中に、どのような油脂が含まれているか考え、発表する。(ドレッシング、サバ缶など) ・不飽和脂肪酸の二重結合の部分は油脂の性質とどのような関係があるのか考える。</p>	<p>全体</p> <p>個人全体</p> <p>個人全体</p> <p>個人全体</p>	<p>・本時の授業展開を説明する。 ・課題の取組のイメージを持たせる。</p> <p>【発問】「飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸を比べ、同じ所、違う所は何か？」 ・表 2-11 の見方、飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸の比べ方を机間指導で確認・助言をする。 ・本時のノートの使用方を助言し、自分の考えをノートに書かせる。 ・特徴ある考えをもつ生徒を確認し、発表の準備を促す。 ・考えが共有できるように配慮しつつ生徒の全体発表を進める。</p> <p>【発問】「図 2-20 から、確認してみよう。」 ・C の数や-COOH の位置、二重結合の数を確認させる。 ・黒板を見て共通点、相違点を確認する。 ・考えが共有できるように配慮しつつ発表の答えを確認しながら進める。</p> <p>・前時に学習した油脂の分類と関連があることを気付かせる。 ・学習している事項が身近な商品に含まれていることを気付かせる。 ・次時の学習へのつながりを意識させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>飽和脂肪酸、不飽和脂肪酸の共通点、相違点と油脂の特徴を関連付けることができる。 「発表観察、ノート」</p> <p>【知識・理解】【思考・判断・表現】</p> </div>	<p>電子黒板</p> <p>黒板 学習ノート</p> <p>黒板</p> <p>黒板 学習ノート 学習ノート</p>
<p style="text-align: center;">まとめ 10分</p>	<p>7. まとめ ・本時の振り返りをし、PC 提出する。</p> <p>8. 次時の内容の理解</p>	<p>個人</p> <p>全体</p>	<p>・PC で学習を振り返り、どのようなことができるか、自分にフィードバックしての記入を促し、コメントをして、後日返却する。</p> <p>・次時の連絡をする。</p>	<p>振り返りの記入 (生徒個人PC)</p>

授業研究分科会協議記録（水産科）

進 行：大高 英俊（研 修 部）

記 録：岩谷 裕次（研 修 部）

授業者：齋藤 美津子（食品科学科）

1. 授業者より

<本時の目標について>

- ・生徒は共通点、相違点を見つけることが難しかったようで、予想外だった。
- ・専門的で高度な（難易度の高い）内容であるが、生徒に構造式等を実際にかかせることを意識して授業を展開した。
- ・協働的学習活動には工夫が必要であると感じている。
- ・ICT 活用に関しては助言をお願いしたい。

2. 協議会

<良い点>※代表的なもの

- ・本時の目標、授業の流れ等が電子黒板に掲示されており、生徒に「見通し」を持たせながら授業展開をしていた。
- ・ノートを取り方（表の書き方）等の指示が適切であった。
- ・教師の発問により、生徒が積極的に発言（発表）していた。
- ・少人数を活かした机間指導が適切であった。
- ・少人数クラスであり、教師を中心に全体協議が積極的に行われていた。
- ・身近なもの（缶詰、ドレッシング）を実際に生徒に見せることで、生徒の理解を深めていた。
- ・クロームブック（クラスルーム）を活用した授業の振り返りにより、生徒が再度授業内容を考え、理解を深めることができていた。

<改善点> ※代表的なもの

- ・本時の目標や表などノートへの書き写しに時間を要していたため、ワークシートを準備しても良いのではないか。
- ・電子黒板で他種の構造図等を掲示することもできたのではないか。
- ・電子黒板の表が小さく感じたため、主となる部分を拡大して表示してもよかった。
- ・教師の発問に対する生徒の応答（起立等）に統一性がほしい。
- ・ディベート等の協議の場があってもよかったのではないか。

<まとめ>

【研究テーマ①「生徒の主体的で深い学び、達成感を得られるしかけの工夫」について】

電子黒板に本時の目標や授業の流れが適宜示されており、生徒は授業の流れを把握しながら自らの役割（活動）を理解していた。学習指導案の「4①生徒観」にもあるように、自ら学び、他の生徒へも伝えようとする姿勢が見られ、生徒が主体的に学習できている授業であった。

授業内容は専門的であり高度な（難易度の高い）ものであったが、構造式を生徒に書かせるなどの「ねらい」をもった授業展開であった。また、DHA や EPA を例に挙げ、実際の缶詰やドレッシングに表記されているものを確認させることで、学習内容の定着（達成感）に繋がっていた。

【研究テーマ②「協働的学習活動の取入れ」について】

少人数クラスを活かした授業展開であり、教師を中心に積極的な協議がなされていた。グループ活動等をしなくても、教師が生徒の特性等を理解し、協働的な学習が進められていた。

【研究テーマ③「ICT 機器の効果的利用」について】

本時の目標（単元の目標）を達成するために、板書等も交えながら ICT 機器を効果的（適材適所）に活用していた。授業の振り返りでは、クロームブック（クラスルーム）を活用することで、生徒の理解（学習定着）度が高まると思われる。日頃から ICT 機器を活用している様子が伺われた。

【メインテーマ「生徒の主体的で深い学びを実現する授業づくりの研究の推進」について】

今授業研修会では「ねらい」をもった授業づくりがなされており、生徒が主体的に学び、深い学びに繋がる工夫（仕掛け）により、概ね「ねらい」通りの授業展開がされていた。また、授業参観者も今授業研修会を通して、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善について研修を深める良い機会となった。全教職員が日々の授業研鑽について再確認することができた。

近年、教育現場の多忙化等が問題視されているが、今後とも授業研修会等の授業づくり（授業改善）の機会を大切にしていきたい。

【分科会協議資料】



Ⅱ 研修

○ 令和4年度生徒指導 指導者養成研修報告

教諭 大高 英俊

○ 教員実習体験研修 (海洋科・食品科学科)

○ 不祥事防止 (交通安全)

【令和 4 年度生徒指導 指導者養成研修報告】
独立行政法人教職員支援機構

秋田県立男鹿海洋高等学校 大高英俊

1. 生徒指導に関する現状と課題

【文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 課長 清重 隆信 氏】

(1) いじめ対策について

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年）の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

- 小中学生への 6 年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」
された経験がある・・・9割
した経験がある・・・9割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査 2016 - 2018
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)

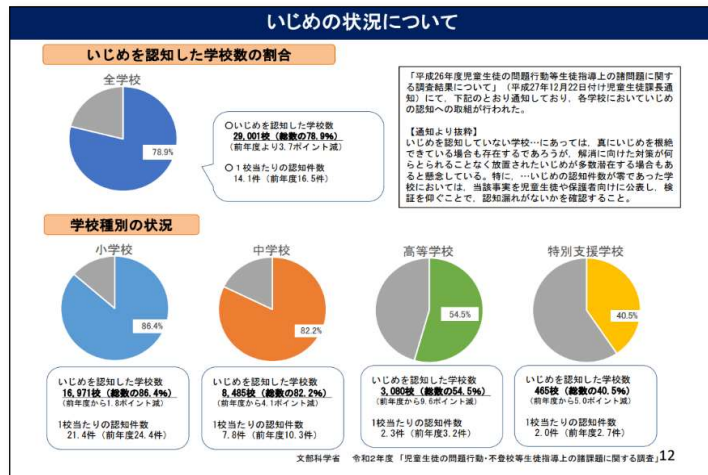
いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

- いじめの状況について

78.9% → 認知
20.0% → 0件

真に0なのか？

認知漏れがないか？

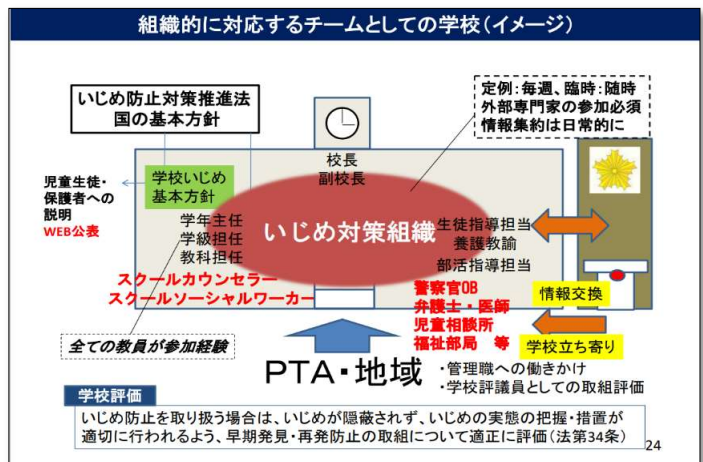
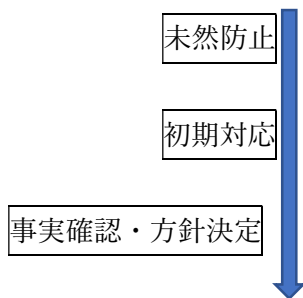


出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（清重隆信）講義資料

- いじめへの（組織的）対応

いじめ防止対策推進法第 22 条

「いじめの情報を学校内で情報共有」



指導対応（観察，再発防止）

出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（清重隆信）講義資料

- ・ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（令和3年12月21日閣議決定）（抜粋）

こども家庭庁の設置の必要性，目指すもの

なお，こどもの健やかな成長にとって，教育は必要不可欠である。教育は，教育基本法（平成18年法律第120号）において人格の完成と国家社会の形成者の育成を目的とする旨が定められており，その振興は文部科学省の任務とされている。

文部科学省は，初等中等教育，高等教育及び社会教育の振興に関する事務を一貫して担っており，この教育行政の一体性を維持しつつこどもの教育の振興を図ることは，こどもの成長を「学び」の側面から支えていく上で重要である。

このため，教育については文部科学省の下でこれまでどおりその充実を図り，こども家庭庁は全てのこどもの健やかな成長を保障する観点から必要な関与を行うことにより，両省庁が密接に連携して，こどもの健やかな成長を保障することとする。

(2) 自殺予防について

10～19歳
自殺が一番多い

○死因の第1位が自殺となっている先進国（G7）は日本のみ。

○自殺が占める死亡率も他の国に比べて高い。

年齢階級	第1位			第2位			第3位					
	死 因	死亡数	死亡率 割合(%)	死 因	死亡数	死亡率 割合(%)	死 因	死亡数	死亡率 割合(%)			
10～14歳	悪性新生物<腫瘍>	98	1.9	23.0	自殺	90	1.7	21.1	不慮の事故	53	1.0	12.4
15～19歳	自殺	563	9.9	47.8	不慮の事故	204	3.6	17.3	悪性新生物<腫瘍>	126	2.2	10.7
20～24歳	自殺	1,040	17.4	50.9	不慮の事故	311	5.2	15.2	悪性新生物<腫瘍>	158	2.7	7.7
25～29歳	自殺	989	16.9	48.1	悪性新生物<腫瘍>	246	4.2	12.0	不慮の事故	223	3.8	10.9
30～34歳	自殺	1,145	17.7	38.4	悪性新生物<腫瘍>	512	7.9	17.2	不慮の事故	259	4.0	8.7
35～39歳	自殺	1,287	17.6	28.7	悪性新生物<腫瘍>	1,091	14.9	24.4	心疾患	409	5.6	9.1
40～44歳	悪性新生物<腫瘍>	2,238	26.2	28.6	自殺	1,498	17.5	19.2	心疾患	846	9.9	10.8
45～49歳	悪性新生物<腫瘍>	4,719	49.0	33.6	自殺	1,825	18.9	13.0	心疾患	1,699	17.6	12.1
50～54歳	悪性新生物<腫瘍>	7,254	86.1	37.1	心疾患	2,572	30.5	13.2	自殺	1,748	20.7	8.9
55～59歳	悪性新生物<腫瘍>	11,738	154.3	42.9	心疾患	3,461	45.5	12.6	脳血管疾患	2,016	26.5	7.4
60～64歳	悪性新生物<腫瘍>	19,308	259.1	45.8	心疾患	5,329	71.5	12.6	脳血管疾患	2,924	39.2	6.9

※令和3年版自殺対策白書より抜粋

出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（清重隆信）講義資料

- ・ 自殺総合対策における当面の重点施策【ポイント】

児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進）

(3) 体罰防止について

○ 学校教育法第11条 校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

調査結果概要（令和2年度） ※（ ）は令和元年度の状況

- 発生学校数：453校（635校）
- 発生件数：485件（685件）
- 被害を受けた児童生徒数：871人（1,244人）

○体罰時の状況は、小・中・高等学校はそれぞれ「授業中」が最多。

(小学校： 65.0% (66.0%) ， 中学校： 34.7% (39.9%)， 高等学校： 40.7% (32.2%))

→高等学校は令和元年度では「部活動」が最多であったが、地域によっては、コロナの影響による部活動の自粛等の影響があり、「授業中」が最多となったと考えられる。

(4) 校則等について

・校則について

(1) 校則の主な内容

○ 校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。

○ ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

・見直しの事例

岐阜県教育委員会

○平成 30 年 9 月、県立高等学校へ実態に即した運用や指導ができていく等の観点から、校則を見直すよう通知。

○平成 31 年 2 月、校則の見直し状況について実態調査を実施。(対象：県立高等学校)

・制服着用時の下着の色等を制限：16 校 (26%) ・外泊・旅行の届け出や許可を求める：46 校 (75%)

※これらの校則については、見直しを促した結果、全て改定済。

○令和元年 11 月、校則を県立高等学校のホームページへ掲載するよう依頼するとともに、見直し状況を再調査。

○令和 3 年 5 月、県立学校に対し、校則について、以下の旨などを再通知。

・スクール・ポリシーの策定も考慮し、学校運営協議会等で議論すること。

・生徒が考える機会を設定するとともに、改定手続きを明文化するなど、生徒・保護者に周知すること。

長崎県教育委員会

○令和 2～3 年にかけて、校則の内容について、実態調査を実施。(対象：県立高等学校、県内公立中学校)

・下着の色を「白」に指定している学校：138 校 (58%)

○令和 3 年 3 月、県立学校に対し、人権に配慮した内容となっているかという観点等から、校則の見直しを行うことなどを通知。

鹿児島県教育委員会

○令和 2 年度までの 3 年間に於ける校則の見直し状況について、実態調査を実施。(対象：県内公立小・中・高等学校)。

校則の内容を改定した学校数 ※全学校で校則の内容の定期的な見直しは行われている。

・小学校：297 校 (64%) ・中学校 146 校 (69%) ・高等学校 58 校 (97%)

○各学校に対し、校則の内容は、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があることなどを周知。

(5) 生徒指導提要について (改訂の背景)

・平成 22 年に生徒指導提要が作成されて以降、10 年以上が経過。

・近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化。

・生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、個別事項を取り巻く状況は変化。

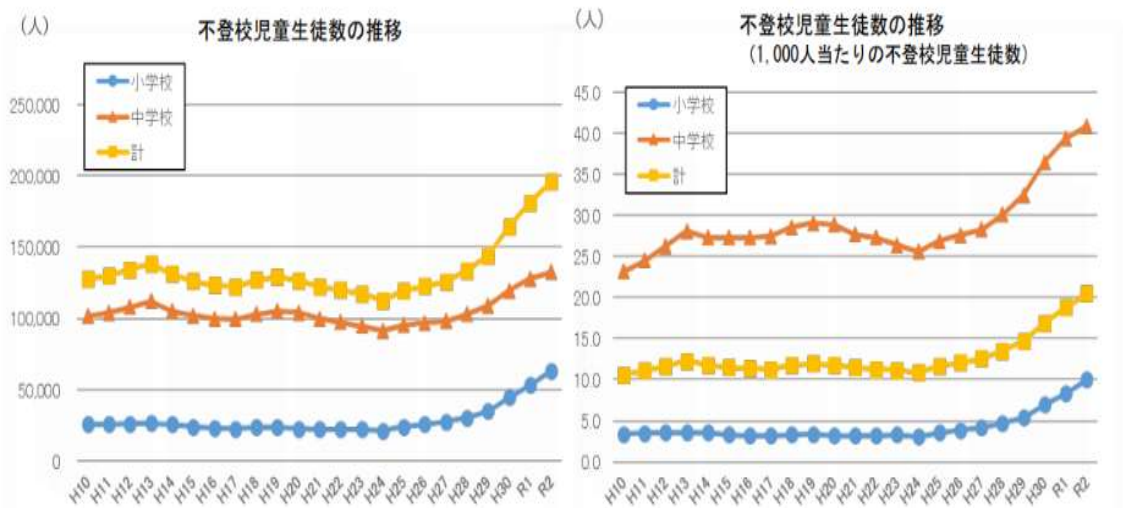
・今日的な状況を踏まえ、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において生徒指導提要を改訂 (右記 QR) 。



(6) 不登校関連施策について

初期対応を間違えば長期化する。 無気力・不安型が多い

高等学校 長期化→中退になる



出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」(清重隆信) 講義資料


・ICT活用による出席扱い

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否にかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」(清重隆信) 講義資料

○学校外での学習活動等の適切な把握も含めたICT等を活用した学習支援

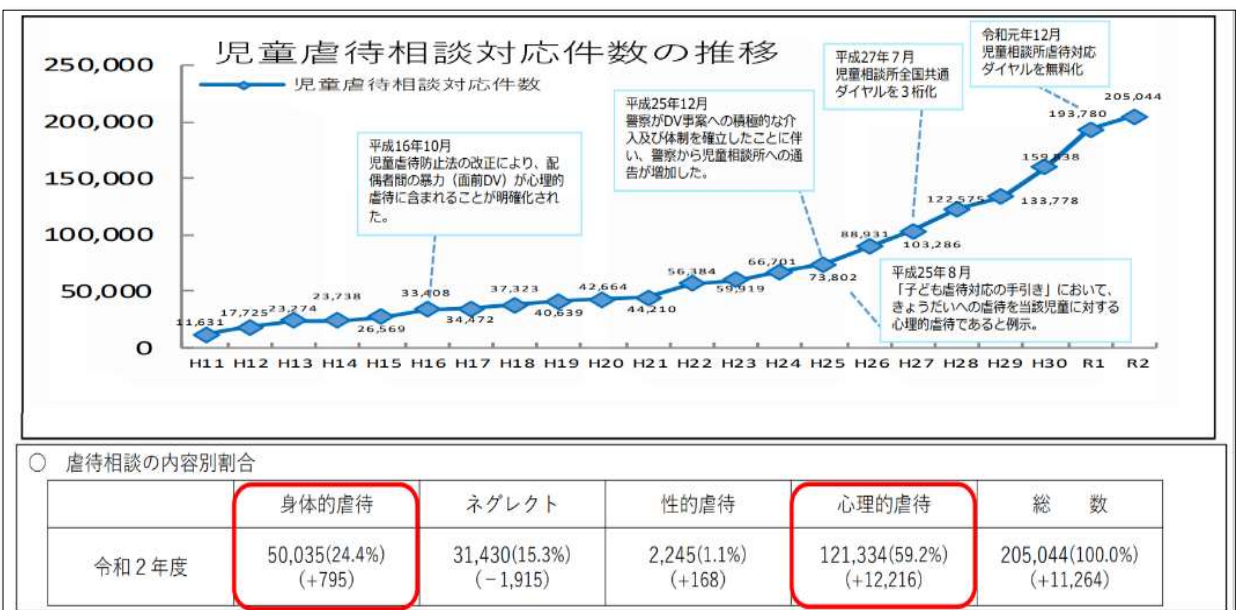
- ・義務教育段階の不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱い等について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け元文科初第698号)の趣旨を周知すること。
- ・地方公共団体における先進事例を参考とするなどして、学校外での学習活動等の適切な把握も含めたICT等を活用した学習支援を積極的に行うこと。

(7) 教育相談について (SNS 相談含む)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
- ◆義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成 24 年度から 8 年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆さらに、令和 3 年 6 月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和 3 年 5 月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。

(8) 児童虐待防止について

児童虐待相談対応件数	205,044 件	(令和 2 年度)
平成 11 年度比	約 18 倍	



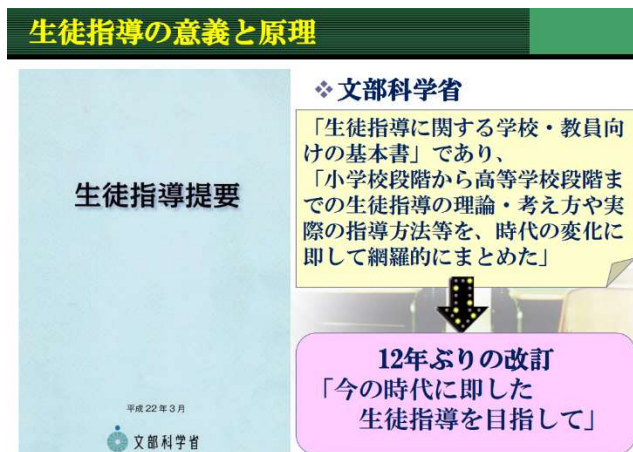
出典：「令和 4 年度生徒指導基幹研修」（清重隆信）講義資料

2. 生徒指導の意義と原理

【愛媛大学 名誉教授 平松 義樹 氏】

(1) 生徒指導の意義と原理

- ・「手間暇かける」
教育は、シナリオのないドラマ！
教師として生きる「覚悟」を問う。
- ・生徒指導提要进行をすべて見ること！
- ・生徒指導の目的 → 「人格の発展」
自己の実現 ⇔ 他者の関与



出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（平松義樹）講義資料

・生徒指導の課題

- ① 現代の学校生活や社会生活において、人間関係の改善と望ましい人間関係の促進が強く望まれる。
- ② 生徒の学校生活への適応や自己実現に関する問題が増大し、その解決についての援助や指導が必要とされている。
- ③ 望ましい習慣形成に、学校教育も積極的な努力をすることが求められている。
- ④ 道徳教育の基盤を培うために生徒指導の充実強化が必要とされる。
- ⑤ 青少年の健全育成や保護育成の活動に関して、学校も果たすべき役割をもっている。

(2) 子ども理解の問題

アセスメント=「見立て」 提要p.97	I 子どもの「見立て」の問題 「誤診」
❖ 「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例(事象)の家族や地域、関係者などの情報から なぜ、そのような状態に至ったのか、 児童生徒の示す行動の背景や要因を、 情報を収集して系統的に分析 し、明らかにしようとするものである ❖ 硬直している状態をいったん 本人や家族の視点に立って見る ことで、本人や家族のニーズを理解することもできる。 ❖ アセスメントを行うに当たっては、 校内で組織的対応 を行うことが重要である。	• Doctor の患者の「見立て」(診断)の成否は 一命がかかっている。 • Teacher の子どもの心の「見立て」違いは 子どもの生命を絶ってしまう。 ↓ • 校内での窃盗の犯人扱い(「お前がやったんやろが」) • 不登校生の怠学扱い (「あいつは怠け癖があるからな」) • いじめ被害の虚言扱い (「あいつはいつもいじめられたと言ってくる奴だ」)・・・ 保護者はわが子への教師の「見立て」を知るのが怖いのかも? 保護者は、子どもの心の正体を知るのが怖いのかも?

出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」(平松義樹) 講義資料

- ・ 教員は「夢や希望薬」を処方する。
- ・ 人間を「みる」3原則 **見－観－視－試－診－看 (手と目から成る)**
- ・ 生徒指導を視点とした学級経営
 - 暗黙の賞罰の心理－ 学級担任が特定の子を叱ると
その子に対する「いじめの心理」が芽生える
 - 能力至上主義の教育－ 学級担任が「能力至上主義」の教育
学級風土として「いじめの心理」が芽生える
 - 形容詞でほめる功罪－ 学級担任の言葉かけ 「形容詞」でほめると・・・
 - 学級担任の仕事－ 学級担任の子どもへのまなざし
「認められて育つ」

3. 開発的・予防的生徒指導の充実

【別府大学 客員教授 佐藤 敬子 氏】

- どんな大人になって欲しいのか
- 10年,20年後を意識する
- これからも必要とされる能力
- AIには代われない教師の力

- ◆ AIが進化してもかなわぬ人間の能力
- 創造力→答えのないことを考えようとする力
- 決断力→自ら考え、選択し、実行する力
- 楽しい→幸福感
- やってみたい→好奇心
- やる気→モチベーション
- 感性→わかろうとするセンス

(1) 時代と環境と生徒指導

- 子どもたちの変化の社会的背景
- ① 少子化,核家族化による影響
- 人間関係の希薄化
- 知識はあるが知恵がない
- しがみつく握力の低下
- 葛藤や挫折と向き合う経験
- ② 情報化の影響
- 言語化能力の低下
- 「言えない」→「言わない」
- SOSの出し方がわからない
- 答えのない問いに向き合わない

- 見えにくくなった人間関係とサイン
- ① 深夜徘徊からWEB徘徊へ
- いくつもの本物の自分
- ② 匿名で目立ちたい
- Twitter, Instagram等
- ③ わかりにくい私生活と交友関係
- リア友, ネット友
- ④ いくつかの「自分」を行き来する
- 理想の自分・周囲から期待される自分
- 大嫌いな自分・わからない自分

(2) 開発的・予防的生徒指導

• 開発的生徒指導

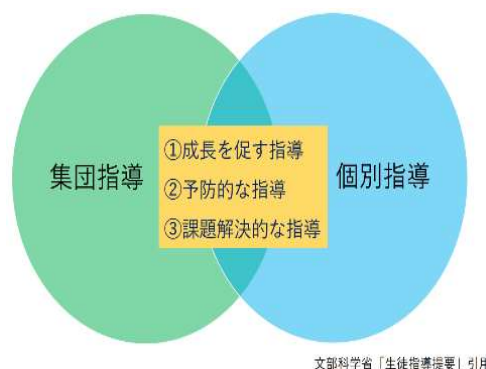
全ての児童生徒を対象とした問題行動の予防や、子どもの個性・自尊

感情・社会的スキルの伸長に力点を置いた生徒指導

• 予防的生徒指導

登校をしぶる、保健室に頻繁に行く、早退や欠席が目立ち始めるなど、一部の気になる児童生徒に対して、初期

の段階で問題解決を図り、深刻な問題へ発展しないように予防する生徒指導



(3) コーチングを活用する

コーチ (coach) … 「馬車」※大切な人をその人が望むところまで送り届ける
相手の優れた能力を引き出しながら前進をサポートし自発的に行動することを促す
最短の距離(時間)で成果が上がるよう継続的(ongoing)にサポートしていく双方向
(interactive)のコミュニケーション

コーチングのプロセス

- ① 観察する…物語(narrative)の材料を探す
- ② 心の距離を縮める…2往復の会話
- ③ きく…気持を聴く
- ④ 「ほめる」から「認める」へ…存在を認める
- ⑤ 問いかける…問題解決能力を養う

※アプローチとの違い

4. 生徒指導と関連法規

【銀座第一法律事務所 弁護士 戸田 恵蔵 氏】

◆懲戒と体罰

- ・教員個人が刑事責任を負うことがある (暴行罪, 傷害罪)
- ・教員に対する懲戒処分
- ・国家賠償請求により公共団体が被害児童生徒の保護者に対して賠償を命じられる
- ・教員は原則として個人責任を負わないが, 公共団体が被害者に賠償した額の一部について教員個人に求償請求される場合がある

※国家賠償法1条

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が, その職務を行うについて, 故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは, 国又は公共団体が, これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において, 公務員に故意又は重大な過失があつたときは, 国又は公共団体は, その公務員に対して求償権を有する。

福岡高等裁判所平成 29 年 10 月 2 日判決

【事案の概要】

剣道部の練習中, 顧問教員が, 熱中症で意識障害が生じた生徒に対し, 「演技じゃろうが。」などと言って殴打するなどし, 適切な処置を怠った結果, 生徒が死亡した。訴訟の結果, 生徒の遺族は県と市から賠償を受けた。生徒の遺族は, 県が顧問教員に対して求償請求しないことが違法であることの確認を求めてさらに提訴した。

【裁判所の判断】

顧問教員の行為には重大な過失があつたと判断したうえで, 県が顧問教員に求償権を行使しな

いのは違法であると判断した。

※大阪市立高校バスケットボール部体罰自殺事件では、市が遺族に支払った8700万円余りのうち半額を教員個人に求償請求し、請求が認められた(大阪地裁平成30年2月16日判決)。

◆児童生徒の問題行動に対する指導

- ・校則自体が合理的なものかを検証することが必要⇒「校則だから」と機械的に指導することには問題がある。【参考：文部科学省「生徒指導提要」第7章第1節2(2)】

「校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみ指導になっていないか注意を払う必要があります。」

- ・校則違反・法令違反や児童生徒の態度等について指導をする場合であっても、児童生徒の人権に配慮しなければならない(対立利益がある)

○十分な調査を行う

○指導の方法は社会的に相当な範囲で行う(児童生徒の性格や発達状況を考慮したうえで、校則違反等の内容や程度に照らして指導方法・態様や指導の継続時間を検討する。)

→緊急性がない限り、児童生徒(保護者)の承諾を得るべき(所持品検査等)

大阪地方裁判所令和3年2月16日判決、大阪高等裁判所令和3年10月28日判決

【事案の概要】

府立高校に在籍していた生徒が、頭髪指導として、繰り返し頭髪を黒く染めるよう指導されて、従わなければ別室指導となり授業を受けたり文化祭に参加することはできないと告げられ、修学旅行にも参加せず、登校しなくなった。その後、学校は、名列表から生徒の氏名を削除し、教室から生徒の机と椅子を撤去した。

【裁判所の判断】

染髪を禁止し、頭髪指導を行うことを定める校則が社会一般の認識の変化により内容が著しく合理性を欠くに至ったものと認めるに足りる証拠はない。校則に基づいた指導方針も合理性があり、実際に生徒に行った指導も相当な範囲内である。

もっとも、不登校となった後、名列表に生徒の氏名を記載せず、教室に席を置かないという措置をとったことは、生徒の登校回復に向けた教育環境を整える目的との関係で、生徒に与える心理的打撃等の事情を考慮せず、または著しく軽視した点において、著しく相当性を欠く。

→33万円の賠償を命じた。

◆いじめ事案への対応

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条1項)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

⇒いじめの定義は極めて広い。教員の感覚をもとに「いじめではない」との判断をしない。

・いじめ又はその端緒を発見したら

- ① 学校いじめ対策組織や管理職に報告（組織的対応）
- ② 調査
- ② 支援・指導・助言

最高裁令和2年7月6日判決

【事案の概要】

柔道部の強豪校（市立中学校）において、主力選手の上級生らが下級生に暴力をふるい怪我をさせた。副顧問が被害生徒を病院に連れていく際に、顧問教員が医師には階段から落ちたことにはしておくよう指示した。

顧問教員は、①上記の虚偽説明指示と、②「加害生徒を近畿大会に出場させてはならない」との校長の職務命令に違反したことと、③家庭科室などに置かれたトレーニング機器等を撤去するようとの指示に長期間従わなかったことを理由に停職6か月の懲戒処分を受けた。これに対して顧問教員が停職処分の取消し等を求めて提訴した。

【裁判所の判断】

第1審は懲戒処分を有効とし、第2審は懲戒処分を無効とし、最高裁は懲戒処分を有効とした。理由：虚偽説明指示は適切な診断を誤らせるおそれがある行為であること、いじめを隠蔽しようとした行為はいじめ防止対策推進法に反する重大な非違行為であること。その他の行為も生徒の規範意識や公正な判断力等を育むべき立場にある公立学校の教職員にふさわしくない行為として看過しがたいことからすると、停職6月の懲戒処分が社会観念上著しく妥当を欠いているとはいえない。

5. 生徒指導に係る関係機関との連携

【東京理科大学 教授 中村 豊 氏】

（1）連携の基本

- 学校における生徒指導体制の整備や、学校と関係機関等との連携の重要性については、各種提言や通知等で繰り返し強調されてきた。
- 特に、平成8年ころから少年非行や校内暴力が増加し、中・高校生による刃物等を使用した殺傷事件が連続して発生したことを機に、当時の文部省は、問題行動への対応の在り方や関係機関等との連携の在り方について調査研究を行った。そして、平成10年から16年にかけて4つの報告書を公表した。

(2) 児童生徒による刃物等を使用した殺傷事件

a. 神戸連続児童殺傷事件（平成9年）

神戸市須磨区で発生した当時14歳の中学生による連続殺傷事件。

b. 栃木女性教師刺殺事件（平成10年1月28日）

黒磯市で発生した中学校内での生徒による教師刺殺事件。

c. 佐世保小6女児同級生殺害事件（平成16年6月1日）

長崎県佐世保市立小学校で発生した6年生女子児童による同級生女児死亡事件。

(3) 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」

報告書の要点1

ア 「抱え込み」意識からの脱却

イ 関係機関の理解

ウ 「開かれた学校」としての対応

報告書の要点2

ア 「心」の問題への対応

イ 集団活動等の充実などによる児童生徒の社会性の育成

ウ 教育相談体制の充実

エ 「行動連携」のシステムづくり

オ 学校や教育委員会における問題行動への対応に関する自己点検・自己評価の実施

報告書の要点3

ア 問題行動等の状況と地域支援システムの構築

イ 地域支援システムにおける具体的な行動連携としてのサポートチーム

報告書の要点4

ア 校内における連携体制の整備

イ サポートチームの活動における個人情報の取扱い

(4) これからの連携の在り方～連携の目的を明確に～

◆日々の連携

- ・児童生徒の健全育成を推進するために行われるもの
- ・学校と関係機関等のネットワークの構築を図るために行われるもの
- ・生徒指導体制の充実を図るために行われるもの

◆緊急時の連携

- ・緊急時の連携としては、発生した問題行動等への対応や、指導が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行われるもの
- ・深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合は、保護者の理解を求めつつ、躊躇なく関係機関等に相談し、事例によっては主たる対応を関係機関等に委ねるなど、適切に連携を図っていく必要がある。
- ・問題行動等に対する指導が困難な状況となった場合は、例えば、教育委員会などが働きか

けて、ケースごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携してサポートチームを組織し、学校や家庭への支援や児童生徒への対応を行うこと

- ・問題行動等の主たる対応を関係機関等に委ねることにした場合でも、学校として行うべきことと関係機関等の専門性に委ねることを明確にし、連携して一体的な指導を行うことが大切である。そのためには、日ごろから互いの顔が見える関係を築く中で、関係機関等に対する理解を深め、それぞれの機関等の専門性に応じて、具体的な役割分担を明確にしておくことが重要である。
- ・緊急時の連携を進めるに当たっては、保護者への説明、個人情報の保護、マスコミへの対応等にも十分留意する必要がある。

(5) 高等学校の今日の課題

- ・高等学校では、学校や生徒の実態及び学校が掲げる目標や課題等も様々であり、関係機関等との連携の在り方も多様である。
- ・高等学校になると、中途退学の問題が出てくるなど、問題行動等の傾向も小・中学校とは異なり、それに応じて連携先や連携の在り方等も変わってくるので、各学校の実態に応じた連携の在り方を検討することが大切である。
- ・問題行動等が少なく、専門性をもつ関係機関等との連携の必要性をあまり感じていない学校においても、多くの生徒が近い将来社会に出ていくことを視野に入れ、専門性の高い関係機関等と連携を図り、社会の実態を踏まえた適切な指導が行われるようにすることが大切である。
- ・関係機関等との連携が図られている学校においても、その取組が生徒指導主事等の一部の教職員だけの取組で終わらないよう、連携の意義や必要性、学校の連携の実態等について教職員間で共通理解を図るとともに、危機管理の視点を持ち、関係機関等の情報収集に努め、日ごろから必要な連携体制を構築していく必要がある。

(6) 連携を図る関係機関等一覧表の作成

- ・ 連携の必要性が考えられる機関としてどのような機関がどこにあるのかについて、教職員が共通理解を図っておくことは大切である。
- ・ そこで、研修職員会等において、各学校が連携を図る関係機関等の一覧表を作成したり、一覧表に掲載した**関係機関等の所在地を地図上に示した関係機関等マップを作成したり**することは、関係機関等に対する関心を高めたり共通理解を深めたりする上で意義深いことである。
- ・ 作成した連携を図る**関係機関等一覧表**などは、職員室に掲示したり、全教職員に印刷して配布したりしておくとうい。

分野	関係機関等	所在地	電話	担当者職氏名	備考
教育					
警察・司法					
福祉					
保健・医療					

出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（中村豊）講義資料

6. 学校危機と向き合う生徒指導

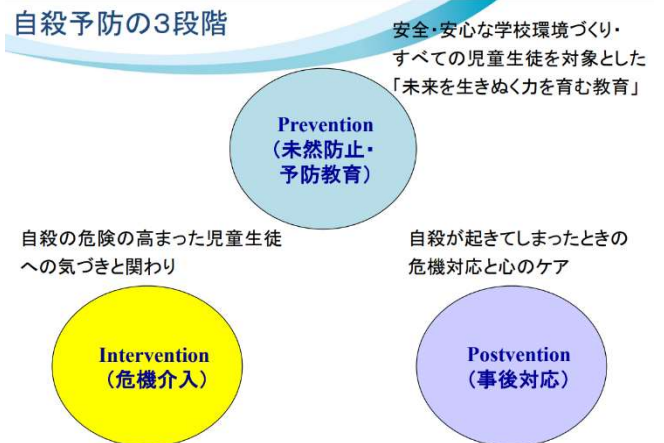
－自殺のリスクマネジメント・クライシスマネジメントを中心に－

【関西外国語大学 教授 新井 肇 氏】

学校危機とは・・・

＝災害・事故・事件（自殺・殺傷等）などにより、個人への影響のみならず、学校コミュニティ（児童生徒・保護者・教職員・地域の人々）の機能不全が生じること。
⇒想定外の事態の発生により、情報の混乱，人間関係の対立，不安定な心理状態の拡大などが生じ，平常時に機能していた問題解決システムが働かなくなる。

自殺予防の3段階



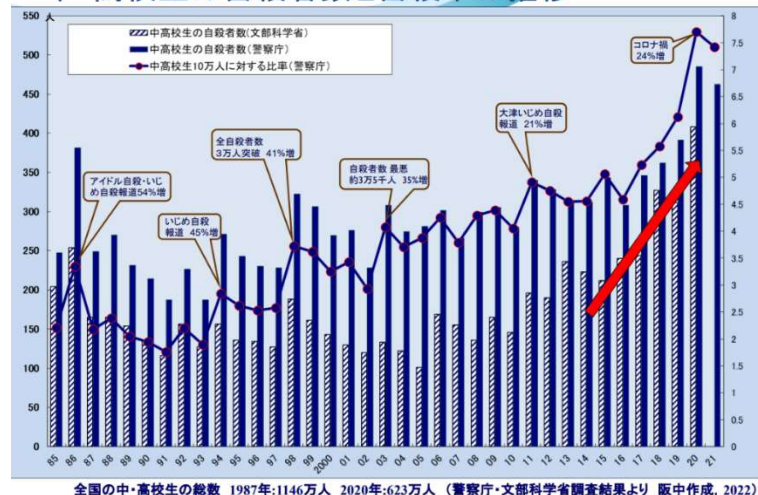
出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（新井肇）講義資料

(1) 自殺のリスクマネジメント

- ・コロナ禍にもかかわらず，自殺が減少していない。
 - ・日本の自殺者数は減少しているが，中高生は，ここ7年増加している。
- R2－499人（中高生）
R3－473人（中高生）

「未来を生き抜く力を育む」

中・高校生の自殺者数と自殺率の推移

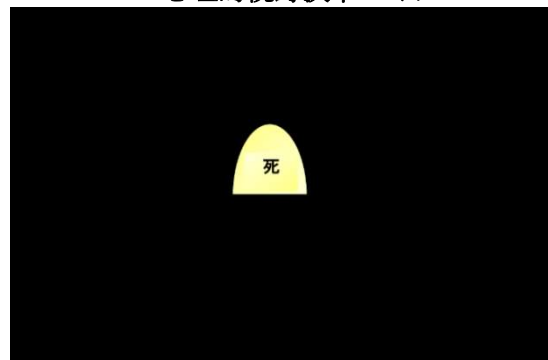


- ・児童生徒の自殺の危険にどう気づくか

◆心の危機が高まったときの心理

- ・自己肯定感の喪失と無価値感の増幅
- ・極度の孤立感
- ・極度の苛立ち，不安，怒り
- ・絶望的状况が永遠に続くという思いこみ
- ・あきらめ
- ・心理的視野狭窄

心理的視野狭窄のイメージ



出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（新井肇）講義資料

心理的視野狭窄

苦しい状態が続いて、自殺以外の解決策が見えなくなる状態。心理的な負荷が長くつづいた場合に、ふだん考えられることが考えられなくなり、問題の解決策も見えなくなる。心理的視野狭窄の状態では、苦しい状態を終わらせる手段として「自殺」しか見えなくなる。その結果、自殺行動が起きることになる。

危機のサインに気づくには

- 1) 「違和感」を感じとる
 - ・見えにくいですが、心理的負担感を「心・身体・言動」にストレス反応として意識的，無意識的に表出する
 - ・サインに気づいたら過小評価しない
- 2) 笑顔の奥に隠された絶望を見抜く児童生徒理解
 - ・表面の行動（客観的事実）に惑わされることなく内面の感情（心理的事実）に思いをはせる
- 3) 日常的なつながりと信頼関係
 - ・子どもが相談したいという信頼関係を日常的に築く
 - ・相談できる斜めの関係の大人とのつながり
 - ・教育相談週間の実施
- 4) 生活状況や人間関係の把握
 - ・生活アンケートの実施
 - ・子ども同士の関係性のアセスメント
 - ・複数の教職員や保護者の情報をつき合わせて全体像を把握
- 5) 連携に基づく情報収集と児童生徒理解
 - ・養護教諭，事務職員，SC，SSW，保護者，地域の人，関係機関などとの情報連携・行動連携
 - ・事例検討会やケース会議の実施

(2) 自殺の危険の高まった児童生徒にどう関わるか

危機にある児童生徒への関わり方

TALKの原則

T e l l : 心配していることを言葉に出して伝える

A s k : 「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる

L i s t e n : 絶望的な気持ちを傾聴する, 話をそらしたり, 叱責や助言などをせずに子どもの訴えに真剣に耳を傾ける。

K e e p s a f e : 安全を確保する, 一人で抱え込まず, 連携して適切な援助を行う

言葉にならない「ことば」を聴く

① うまく言えない <ことば>

② 行動で訴える <ことば>

③ 身体で訴える <ことば>

- ・ 自分の気持ちや感情, こころの内側で思っていることなどを自分の言葉で表現することができない子どももいる。
- ・ 自分の本当に求めているものを, 困った行動をするという形でしか表現できない(困っている)子どももいる。

⇒言葉にならない「ことば」が聞こえてきたら (←聴こうとする姿勢)

- ・ 理解すること自体がサポート
- ・ ちがう表現方法もあることを伝える

事例研究（校内研修で活用）

（1）事例検討：いじめと生徒指導

市立小学校2年生に在籍する児童Aの保護者から、担任教諭宛てに「Aと同じクラスの児童BがAに対して「お前なんか学校に来るな。」と言ったり、これまでもAはBからいじめられていたようで、明日から学校に行かないと言っている。BとBの保護者からの謝罪がない限り学校には行かせない。」という連絡があった。

①担任教諭としてはどのような対応をすべきか。

また、担任教諭としてはどのような対応をしてはならないか。

②Bからの聴き取り、クラス内でのアンケート、他の児童からの聴き取りをしても、BがAをいじめていた事実は確認されなかった。学校側はどのような対応をすべきか。

（2）事例検討：生活指導

県立A高校では髪の色を黒色と校則で指定している。A高校に入学予定の生徒Bは、母が日本人であり、父がアメリカ人であることから、髪の色が茶色である。生徒Bに対してどのような対応を取るか。また、生徒Bの茶髪については黒髪指導をしないとした場合、他の生徒から、「なぜ生徒Bは茶髪でも良いのに他の生徒は茶髪にしてはいけないのか」という質問をされたらどのように答えるか。

（3）事例検討：いじめの重大事態

生活記録ノートの記載	担任自身による説明
<p>ここだけの話、ぜったいだれにも言わないでください。もう生きるのにつかれてきたような気がします。氏んでいいですか？（たぶんさいきんおきるかな。）（6月28日）</p>	<p>どうしたの？ テストのことが心配？ クラブ？ クラス？ 元気を出して生活しよう。A君の笑顔は私の元気の源です。</p> <p>どうしたの？ と声をかけても、A君は「大丈夫です」と言ってくる。 テストの点数に対してずっとイライラしていたので、人間関係のことは24日の指導で解決し、その後訴えもなかったため、真っ先にテストのことが頭に浮かんだ。</p>
<p>ボクがいつ消えるかはわかりません。ですが、先生からたくさん希望をもらいました。感謝しています。もうすこしがんばってみます。ただ、もう市ぬ場所はきまってるんですけどねwまあいいか…（6月29日）</p>	<p>明日からの研修たのしみましょうね。</p> <p>給食準備時間に学級全員のノートを読み、コメントを書き始めた。その中でA君のノートを読み、おかしいと思い、話を聞かなければと思ってコメントは後回しにした。全員のノートは読み切れないまま給食が始まった。給食を食べ終わってから聞くつもりで、給食中も教卓の前のA君のことは観察していた。様子は普段と変わりなかった。給食後「どうしたの？」とノートについて問いかけると、「大丈夫です」と答えた。その後A君が「バスの座席はどうなっているんですか？」と聞いてきたことに答えるなど、宿泊研の話題になった。A君がこの文を書いた時の気持ちを払拭して、少しでも明るい方向性をもっていき、明日からの宿泊研修がA君にとっても楽しめるものであるようにという思いでこう書いた。 給食前に読み切れなかった生徒分のほとんどに同様のコメントを書いた。</p>
<p>（7月5日自殺）</p> <p>〇〇県〇〇中2自殺事件 「生活記録ノートの記載と担任の気づき及び支援」</p>	

出典：「令和4年度生徒指導基幹研修」（新井肇）講義資料

Q1：【太枠の部分】皆さんが担任だったら、どのような関わり（コメント）をしますか？

Q2：担任の先生の気づき・関わりの課題・改善点は？

- ① 各自で考え、MEMO 欄に記入 1分
- ② 4人で、話し合う 5分
- ③ 話し合いを通じてみえてきた、改善すべき点として重要だと思われることを、2～3つのキーワードにまとめて、KEYWORD 欄に記入 1分

(4) 事例検討：インシデント・プロセス法による事例研究

<特徴>：参加者全員が体験学習の形で行う事例研究

事例提供者の行う「**短い出来事（事例の一部＝インシデント）**」の報告に対して、参加者は質問をすることで事例に対する情報を得て、問題の全体像を理解し、問題行動に対する指導法を、個人のみならず集団で立案していく。

① 事例の提示・試料の配布・黙読－5分－ ねらい：問題を発見する力を伸ばす

－留意事項－

- ・事例提供者の立場に立って読む ・本人、保護者、友人、学校等に問題がないか探しだすつもりで読む
- ・事例で不足している情報を聞き出す質問事項を考えながら読む

③ 情報の収集－25分－ ねらい：問題解決に必要な情報収集力を伸ばす <他者に学ぶ姿勢>

－留意事項－

- ・積極的に質問して不足な情報を集める ・他者の質問を聞き、自分の情報に加える
- ・一問一答を原則とする ・指導方法に関する質問は最小限にとどめる

③ 個人研究－8分－ ねらい：問題の発見と把握力を養う<自由な発想>

－留意事項－

- ・問題の原因を探り、仮説を立てる ・問題の解決方法、指導方法を具体的に考える

※各自が手元で、ノート等にメモする→筆記用具の色を変える。

回答のメモを画面共有し、それを見ながら考える。問題の原因・仮説 →赤色の付箋

解決方法・指導方法 →青色の付箋

④ グループ研究－25分－ ねらい：多角的な見方・考え方を養う

<集団討議・意見集約の技術>

－留意事項－

- ・4人前後のグループをつくり、問題点を出し合う
- ・出された問題を分類し、背景を理解する
- ・問題点を集約し、グループでとりあげる

- ・問題点について、一人ひとりが背景の理解に基づいた解決策を考える
(誰が、誰に対して、いつ、どこで、何を、どのようにするのか)
- ・出された解決策を集約し、グループとしての解決策を確立する

⑤ 全体研究—12分— ねらい：多様な解決法があることを知る<傾聴的態度>

—留意事項—

- ・自グループ案を発表する
- ・他グループ案を傾聴する
- ・共通理解を深めることに努める

⑥ 事例提供者から—5分— ねらい：協働意識を高める<他者から学ぶ姿勢>

—留意事項—

- ・事例提供者の報告を聞く
- ・各自、各グループの方法と比較し、事例提供者と参加者でともに学び合う

⑦ 質疑応答—5分— ねらい：解決を図る指導方法への理解を深める

—留意事項—

- ・事例提供者の説明等に対して質問する

⑧ まとめ—10分— ねらい：組織対応やケース会議に活かせる方法・姿勢の確認

参加者から提供された事例

1 学校の概要

1 学級 40 名，1 学年 8 クラス（8 学科）県内で一番生徒数の多い学校である。生徒指導に関しては，学年での指導よりも学科中心の指導となる。

2 本人及び家庭（学校）の状況

(1) 本人について

高校 1 年生，男子生徒。元気がよく，クラスを盛り上げようとする。しかし，級友にも教員にも馴れ馴れしい態度をとることがあり，クラスでも浮いてしまうことがある。バスケットボール部に所属し，成績も良い。中学校での指導歴はないが，中学校の担任の先生の話では，「あらゆる場面で指導を行い効果がなかったため，方法を変えながらやってみたが何一つ手応えがなかった」と話していたのが印象的であった。

男の友達とうまく付き合うことが苦手であり，女子生徒と行動を共にすることが多い。指導の際に気になる行動が多く，自閉スペクトラム症の特徴が見られたが，中学校から診断を受けた等の報告はない。

(2) 家庭の状況

家族構成は父，母，姉，兄，本人。父親が病気で仕事ができない状況である。父親が働けないこともあり母親は仕事で帰宅時間も遅い。父親は，母親，本人に対し強くあたる場面も多い。

3 事案の概要

入学して間もなく同じクラスの女子生徒 B の保護者より，「娘が A 君に付きまといわれて迷惑している。A 君から送られてくる Line の内容も確認したが気持ちが悪い。指導をお願いしたい」という内容の連絡を受ける。生徒指導部で B より事情を確認したところ，内容は入学時から 2 週間くらい毎日「好き」などの LINE が届き，校内でも髪，背中，肩を触られる。インスタをブロックしたら「病む」「死にたい」などと発言したり性交渉の話をしてくるなどであった。他にも被害にあっている女子生徒がいるとのことであったため，個別に確認を行った。

被害女子生徒 C は同じ部活動のマネージャーで「昼ごはんを一緒に食べよう」としつこく誘われ，校内で会った際には髪，肩，ほほを触られる。また，A が C を下足箱に誘って 2 人きりになろうとする。LINE で性交渉の話題を出される。「エッチしよう」と断ってもしつこく連絡が来る。このようなことが毎日のようにおこなわれていた。C はこのことがストレスとなり自傷行為（リストカット）を行うほど悩んでいた。とにかく怖いという思いが強い。

被害女子生徒 D も同じく部活動のマネージャーであった。C と同様の内容であったが，D に関しては C とは違い，A に対して気持ち悪いからやめるように伝えることができていた。

被害女子生徒 E，F は共に他校生で SNS を介して知り合い，「エッチしよう」と DM で送られていた。両者は気持ち悪くなって A をブロックした。

このように不特定多数の女子生徒に連絡し，性交渉をもちかけていたため，保護者を召喚し事情説明を行った。しかし，A の保護者は A に対して積極的な関りをもとうとせず，最初の事情説明の際に「うちの子を変態扱いしやがった」とクレームを言ってきた。行動内容が不安だったこともあり，携

帯電話や SNS の使用についても協力をお願いしたが非協力的な姿勢であった。

<検討したい課題>

- (1) 発達障害の傾向がある生徒の保護者へのアプローチについて
- (2) 性に関して自分を抑えることのできない生徒への指導について
- (3) 性癖についての指導について
- (4) このような生徒がいた場合のクラスメイト（女子生徒）への注意喚起等アプローチについて

⑥ 事例提供者から－5分－

3 事案の概要（続き）

A は指導を受けて行動が改善されるかと思われたが、すぐに B や C に近づき同じような行為を繰り返した。再度、指導注意を行うものの行為は繰り返された。

被害女子生徒を守るという観点で、しばらくの間 A の部活動の参加を禁止した（特に C はマネージャーで自傷行為を繰り返し精神的にも不安定になったため）。

約 1 か月が経過し、A の行動も被害女子生徒に確認したところ付きまとうような行為は無くなったということだったので、A の部活動参加を認めることとなった。同じ部活動の選手たちは、マネージャーが被害にあっていく状況を知っていたため A に対して冷たく対応するようになった。

しばらくは落ち着いていたが、ある日同じ部活動に所属する男子生徒 G より、自分の彼女が A から脅かされているので助けてくれと相談を受けた。事情を確認すると、G の彼女 H（他校生）は高校に入学するかしないかの時期にインスタの DM で A と知り合っていた。A は G の彼女と知りながらやり取りを続け、自分の家に H を招き入れ性交渉を行った。その際に、スマホでその行為を撮影していた。H は A に対して写真を削除するように依頼したが、A は断り続けた。H はそのことを彼氏の G へ相談している。

4 <その間の指導経過>

(1) 本人の状況（特性）等を考慮し、そのことを意識しながら指導を行った。

ア 職員会議で指導方法を検討した。A の行動内容が不安な面が多かったため、昼休みに A 本人と面談を行いながら指導をおこなっていくことになった。

イ 2 週間ほど指導を行い、A 本人も相手が不快な気持ちになることを理解し、自ら「被害女子生徒に接触しません」と発言したため指導は経過観察となった。

ウ 発達障害の診断は受けていなかったが、気になる行動の傾向があったため専門の先生にも相談を行った。

(2) 被害女子生徒の安全を第一に考えた指導を行った。保護者に対して A の行動についての説明と対策協力の呼びかけをおこなった。

ア 被害女子生徒 C に関しては、SC の協力を受けながら学校生活を安全に送ることを最優先し、A の行動も規制を行った。

イ A の保護者には何度も来校していただいたが、気になる行動があること伝えることはできたが、保

護者は A に対して積極的な関りをもっていただけなかった

⑦ 質疑応答—5分—

⑧ まとめ—10分—

4 <その間の指導経過>の続き

A の父親は最初の指導の際に「うちの子を変態扱いしやがった」とクレームを言ってきた。行動内容が不安だったこともあり、携帯電話や SNS の使用についても協力をお願いしたが非協力的だった。結果として、学校側が危惧していた事件が発生し 保護者も後悔していた。

(3) 他校と連携した指導の実施

性行為を撮影された被害女子生徒 H については、他校であったので、どのような指導をお互いに行っていくのかを学校間で確認しながら連絡を取り、お互いに連携して保護者対応を行った。

5 対応に苦慮した点

この事例のように、丁寧に対応したつもりでも、なかなか行動改善に至らず結果として学校を去るようなケースになってしまったことは残念であった。最初の事件が発生した時点で、今後起こりそうなケースは想定できており、我々教員もそうならないための準備や関わりをもって指導をおこなったが、生徒本人の考えていることを我々がなかなか理解できなかった点や保護者の協力を得られなかった点は、指導方法改善の必要があると思われる。我々の保護者へのアプローチがもう少しうまくできていたら結果は変わっていたのかもしれない。被害女子生徒 H に関しても彼氏がいながら A と性行為に及ぶなど理解しがたい行動を行っていたため、はじめのうちは A, G, H の人間関係を理解することにも時間がかかった。

SNS の仕組み (DM など) を理解していない教職員も多かったので、状況説明などの際は苦労した。性に対して興味を持つことは年齢的にも正常なことであるが、今回のように不特定多数の女子生徒に対して行動を起こし、被害女子生徒の気持ちを理解できない生徒に対する指導に対して保護者が理解及び協力を示さないことも、学校側とすれば理解に苦しむ内容だった。

教員研修（実習体験）実施要項

期 日：令和4年8月1日（月）

※ 天候不良の場合は中止とします。

目 的：普通科と水産科を併せ持つ学校として、普通科教員は、水産科生徒の日ごろの学習・探究活動を体験し、今後の指導に活かす。また、水産科職員は、普段の生徒への指導を再確認し、今後の生徒への明確な作業手順や安全指導を確認する。

対 象：全教員

内 容：眞山丸・NAMAHAGE体験乗船

<日程>

9：00～14：00 体験乗船（釣り実習） （9時艇庫集合）

<乗船場所>

眞山丸→艇庫 NAMAHAGE→漁協

（艇庫で準備して向かいます）

※ 駐車場所は艇庫前をお願いします（できる限り相乗りで駐車台数を減らすようお願いします）。

※ 動きやすい服装（例 運動着・作業着）で参加してください。

※ 帽子・タオルを準備してください。

※ 長靴か運動靴で参加してください。（革靴は不可）

※ 各自飲み物・昼食を準備してください。

※ 乗り物酔いが不安な方は、酔い止めの薬を飲んできてください。

※ 釣り道具は貸し出しますが、こだわりの強い方は持参してください。

実習代：500円（サビキ、エサ、おもり など）

職員研修 水産科実習体験 実施要項

目的：普通科と水産科を併せ持つ学校として、普通科教員は、水産科生徒の日ごろの学習・探究活動を体験し、今後の指導に活かす。また、水産科職員は、普段の生徒への指導を再確認し、今後の生徒への明確な作業手順や安全指導を確認する。

期日：令和4年12月22日（木）

日程：9：00～ 第1食品製造実習室

内容：さば水煮缶製造

※ 汚れてもいい（例 ジャージ・運動着）服装で参加してください。

※ 実習室にて昼食（カレー）

参加費（当日徴収）：1500円程度（缶詰代・カレー代）

※製造した缶詰は当日お渡しします。

参加希望者は申し込み記載名簿に○を記入してください。

不祥事防止（交通安全）職員研修

目的：交通事故や安全に関する最新知識を吸収し、教職員の交通安全の意識および事故防止能力を高める。

日時：令和5年2月16日（木）15：00～16：00

対象：全職員

場所：通信実習室

講師：川井 巧 さん（男鹿警察署交通課 係長）

準備：スクリーン、プロジェクタ、パソコン

その他：当日の授業は45分授業で行います。

講義内容

- (1) 県内および男鹿市の交通事故発生状況、主な要因
 - ・県内全体では減少傾向だが男鹿市では前年と比較して増えている。
 - ・高齢者と自転車に関係する事故が増加傾向
- (2) 交通事故を起こした場合の責任とは
 - ・刑事・行政・民事の3種類の責任を問われる
- (3) 事故防止のための知識
 - ・疲労は注意不足を生む
 - ・急がない運転
 - ・コリジョンコース現象
 - ・夜間走行時はハイビームで
- (4) 事故を起こした後の適切な行動や対処
 - ・自己判断厳禁、まず110番を
- (5) 飲酒運転、酒気帯び運転の防止について

Ⅲ 教育研究

○ 本校生徒の読書活動推進に向けての図書部の実践

～「図書だより知の世界へ」を通じた良書の紹介～

教諭 関口 収

本稿は公益財団法人東京海上日動教育振興基金第38回(2021年度)教育研究助成事業個人研究部門において助成対象となった研究論文である。

研究題目

本校生徒の読書活動推進に向けての図書部の実践 ～「図書だより 知の世界へ」を通じた良書の紹介～

- 1 はじめに
- 2 読書推進活動に関する問題意識
～生徒が読む本の質の向上を目指して～
- 3 実践の概要
- 4 「図書だより 知の世界へ」の紹介
- 5 成果と課題
- 6 おわりに

秋田県立男鹿海洋高等学校 教諭 関口 収

1 はじめに

秋田県立男鹿海洋高等学校（以下、本校）は2004年4月に秋田県立海洋技術高等学校と秋田県立男鹿高等学校が統合し誕生した、秋田県内で水産科を有する唯一の高等学校である。2021年7月現在、1学年当たり、普通科1クラス、海洋科1クラス、食品科学科1クラスの合計9クラスの編成となっている。



（食品科学科 水産実習の様子）

本校水産科（海洋科・食品科学科）の前身である秋田県立水産学校は、敗戦翌年の1946年に設置が認可され、その3年後となる1949年に全日制課程と定時制課程からなる秋田県立船川水産高校と名称変更している。例年、秋田県全域、加えて県外から水産業への従事を希望する生徒の入学が見られるが、これは水産科の実習が活気に満ちていることが大きな要因である。その他にも特色ある学校の教育活動や各部活動の取り組みが注目を集め、県内外のマスメディアに取り上げられることも多い。



（海洋科 水産実習の様子）

水産科における実習の一方、普通科では男鹿学と称する郷土学習を中心とした探究学習に力を入れている。年度毎に生徒の学習の成果を発表する機会が設けられており、男鹿学が生徒の学びを活性化させる一因となっていると言っても過言ではない。このように日々の学習のみならず、特別活動や学校行事においても生徒は充実した日々を送っている。

一方で、生徒の高校入学時の基礎学力は決して高いとは言えず、高校入試の試験科目である5教科の教科担任をはじめ、主に座学と称される講義を中心とする授業においては指導に窮する場面も少なくない。その都度、教員間で連携を図りながら効果的な指導方法

を模索しているのが実情である。授業に対する生徒の姿勢が芳しくないという場合もないわけではないが、実際には真剣に取り組んでいるにもかかわらず、基礎学力不足のために授業内容のほとんどを理解できない生徒も少なからず存在する。私は国語科の教員として日々の授業において生徒に接する中で、国語の授業の中で身に付けるべき、話す、聞く、書く、読むといった4つの技能をいかに効果的に身に付けさせるべきかを思案しつつ学習指導に当たっている。

国語の基礎学力不足の背景の1つとして、本校生徒の読書不足を挙げることができる。読書の質については単純な比較が難しいのだが、量的側面からは読書不足の実態を見出すことができる。公益社団法人全国学校図書館協議会（以下、SLA）が、2019年5月に調査した中学生における読書量や不読率などの結果と、本校で例年、年度当初に2年生を対象に実施している読書に関するアンケート調査の結果を比較してみると、本校生徒の読書量が極めて不足していることが窺える。また、SLAによる調査結果との比較だけでなく、わたしの20年余りの教員生活を振り返ってみても、他校生に比して本校生徒の図書館利用状況や個々の読書量、そしてわたしが知る限りでの生徒が読んでいる本の質などから、本校生徒の読書への取り組みが芳しくないことを感じている。高校によっては朝読書の時間を始業前に行っている所もあるそうだが、本校では朝読書の時間を設定されていないこともあってか、読書離れが進行している感がある。言うまでもないことだが、スマートフォンの操作時間が読書時間を奪っている可能性も指摘できる。一部の生徒ではあるが、読書を日常化できていると思われる生徒もいないわけではない。そうした生徒が昼休みや放課後にふらっと図書館を訪れた時にどのような本を読んでいるかを確認してみると、ライトノベルや映画化されたノベライズ作品、あるいはその時期に話題となっているアニメの原作であることが多い。わたしが図書部主任に就任する以前からこうした種の本は既に図書館に入っており、貸し出し状況が良好であることから今年度も購入を予定しているが、本の質という面では個人的にはその妥当性について疑問に思っている。果たしてこの手の本ばかりを読むのはいかがなものか。本を全く読まないよりはよいのではないかという考えもあるだろうが、生徒が高校生である現在や将来を考える上で、より質の高い本があるのではないか。今から3年前余り前の、図書部主任就任3か月過ぎた辺りから読ませるべき本の質について問題意識を抱くようになった。

2 読書推進活動に関する問題意識 ～生徒が読む本の質の向上を目指して～

図書部という校内分掌に付けられたのはわたしにとって採用4校目となる本校が初めてのことであったが、図書部を任され、転勤となった前任者の読書推進活動を点検する中で、継続していくべき点や、見直すべき点、拡充していくべき点などを確認した。学校祭で行っている図書委員を運営の主体とした古本市の開催やPOPによる紹介を含む新着図書の紹介など、わたしが担当する以前にも図書部による本校生徒に対する啓発活動は行われていた。しかし、その一方で、他校では定期的に発行されている図書を紹介した通信誌の類が見つからなかった。また、昼休みの本の貸し出しについては図書部に属する一部の教職員が担当しているとのことだった。図書の貸し出しについては、少しでも図書委員の活動の機会を増やすことを目的として、管理職の助言を得つつ、効率化を図りながら昼休みに委員に貸し出し業務を担当させることにした。

図書の貸し出し方法の変革に加え、わたしが力を入れたのが良書の紹介を中心とした「図書だより 知の世界へ」（以下、図書だより）の発行である。近年SNSの普及により、様々な機会、様々な形態で本の紹介に触れられるようになり、その中には良書の紹介も数多く存在する。しかし、わたしが目にしてきた本の紹介においては多くの場合、本の宣伝に終始している感がある。ストーリーの解説や登場人物のセリフで印象的な箇所の紹介など、どちらかと言えば表層的な説明が多くそれゆえ分量も少ない。わたしには本の主旨などの内実に迫っているものが少ないように感じられ、それならば良書の紹介に特化し、ある程度の分量で主旨を中心に書き切ってみよう。そのように考え、わたしは読書案内を開始した。本校赴任後は学級担任をしていたこともあって慌ただしい毎日を過ごしていたが、少し落ち着きを取り戻した夏季休業期間より、生徒が読む本の質の向上を目指して図書だよりを複数回にわたって発行すべく、すぐさま原稿の執筆を開始した。

図書だよりにおいて、わたしは当初より生徒に図書の紹介文を依頼したり、編集を任せたりすることをしなかった。生徒の文章はいずれ図書だよりに掲載しようとは考えていたが、前述の通り、他校で発行している図書だよりや図書館報とは異なる、紹介する本の核となる部分に肉薄するようなブックレビューを作成しようと考えた。本の紹介では原則として良書、すなわち現在の

生徒にとって有益だと考えられる書籍についてのみわたしや他の教職員が紹介した。生徒の文章の掲載については、例外もあるが各種のコンクールに入選したものを適切な時期に掲載した。これまで校種を問わず図書だよりや図書館報において数多くの本の紹介を読んできたが、生徒が記述した部分に加え、教職員が依頼を受け記述した部分についてもどこか物足りなさを感じてきた。原因としては恐らくは予め字数が決められているために、書き手が自分の考えを説明しきれていないことが挙げられるわけだが、こうした他の図書だよりや図書館報を踏まえ、わたしは生徒にとって有益と言える良書を余すところなく紹介した図書だよりの発行を継続しようと考えた。継続の目安は年20回程度、5年で100回程度。1回当たりのページ数は決めず、当面はわたしが良書を選定し、その内容やわたしの感想や考えを書き連ねることにした。選んだ書籍は品切れでない限り、原則として購入し図書館に蔵書として置けるように手配し、本の貸し出しや授業での使用ができる状態にした。

3 実践の概要

「図書だより 知の世界へ」は生徒の読書推進を目的として発行されている。内容を大別すると以下のように区分することができる。

- (1) 読書案内～良書の紹介～
- (2) 秋田県内の名所や施設の紹介 3
- (3) 生徒が書いた文章の紹介
- (4) 図書に関する授業の紹介他

分量的には(1)読書案内～良書の紹介～が最も多く掲載されている。2020年12月28日発行2020年度第20号(通算59号)で取り上げた、『ビジョナリー・カンパニー②飛躍の法則』まで16冊の良書を図書だよりで紹介している。本稿5の成果と課題(2)でも述べることになるが、例えば、秋田県戦争遺跡研究会編『秋田の戦争遺跡』(2020年 秋田文化出版)という県内の小中学校や高等学校に寄贈された本については、読書案内での紹介に加え、本で取り上げられた

戦争遺跡にわたしが赴き、写真とともに紹介している。(2)秋田県内の名所や施設の紹介では、秋田に根を張り長きにわたって活動している劇団わらび座を取り上げた新聞記事や公演評を掲載している。(1)の読書案内では秋田県内に関する本以外のものを取り上げることが多かったが、(2)では生徒がふるさと秋田の良さを知り、興味や関心を抱くことができるように配慮しテーマを設定している。(3)生徒が書いた文章の紹介では、読書感想文コンクールの入賞作などを掲載することで、生徒の読書意欲の喚起を図っている。毎日新聞社主催の全国読書感想文コンクールへの出品はここ数年コンスタントに行うことができおり、出品数に比例して入賞者も増加しつつある。コンクールの課題図書も継続的に行っており、生徒が良書に触れ読み込む機会が以前より増えていると言える。(4)図書に関する授業の紹介については、本校では国語科のみならず英語科や家庭科においても実施されており、それに比例して本校図書館での授業も増えている。本校図書館で行った授業として、一昨年にわたしが行った新書の読み取りの授業がある。この授業については本の紹介をはじめ数多くの取り組みを図書だよりに掲載してきたが、発行済みの図書だよりに加筆したり、新たに執筆したり、雑誌で紹介された記事をまとめたりなどして、今年3月に『友だち幻想』の授業(2021年銀河書籍)を上梓した。

4 「図書だより 知の世界へ」の紹介

次に2020年11月11日発行図書だより2020年度第7号(通算46号)の一部を掲載する。本の紹介部分が確認しやすいようにレイアウトは大きく変更している。本の引用部はゴシック体としている。なお、通常サイズはA4版2段組である。第7号からの抜粋であるが、本引用を読むことで図書だよりの内容や意図の一端が理解できるものと思われる。

読書案内14①「学力」の経済学 中室牧子

199ページ2015年6月18日発行

ディスカヴァー・トゥエンティワン刊

◎「学力」の経済学との出会い

本書が発行されたのは5年以上も前の2015年のことである。わたしは本校赴任3年目であ

るが、わたしは赴任前に新聞の書評欄に取り上げられた本書を書店で手に取り、そのまま高速で読み終えた。数十分で読み終えることができたのはひとえに内容が興味深かったためであり、当時わたしが抱えていた問題に正対するものであったからである。わたしは中学生の時分より経済学に関心があり、高校卒業後は税理士や会計士などの職業に就きたいと思った時期があった。高校時代は意味が分からないながらも経済に関する新書など、何冊かの入門書を買っていた。当時のわたしにとっては、内容が難しくまたそれなりの分量を備えた本であったので、机の上に何冊も積み上げることになる。いつしか本の存在を忘れ、大学受験の時期を迎えることになった。

その後経済学とは無関係の学部に進学し教員として仕事をするようになったが、現在でも経済学には関心があり新聞やテレビは欠かさず見ている。また、スマホでも経済市況は日々アップデートされるので、一日に何度もインターネットからの情報に目を通す日々が続いている。そういう日々を送る中で、日々関わっている教育活動をより分かりやすい形で捉え実践することはできないかと考えるようになった。

わたしが長年携わっている教育というものがなかなか形に現れないものであることは常々感じている。経済学では国や人々の資産を無形資産と有形資産に分けるが、わたしたちが日々生み出している資産、すなわち教育活動における資産においては無形資産が多いように感じている。もちろん、進学や就職、資格取得や部活動の成績など形に見える成果もないわけではないが、わたしが授業で生徒に与えたり生徒が習得したりするものは形となって現れるものばかりではなく、生徒が卒業した10年後、20年後になってから芽を出すものが多いのかもしれない。それでも、目に見える形で生徒に与えられるものは何なのか、またそれはどのような方法で獲得させるのが適切なのかを日々自問自答している。もちろんわたしだけではないが、教えられる生徒が学習上の悩みを抱えている一方で、教える側の教師も人知れず悩んでいるのである。

生徒と接する際の効果的な方法は何か。各教科の指導法の教科書の一つとも言える指導書では、解説や発問例などが具体的に載せられている。しかし、普段の生徒との関わりの中でどのような接し方に効果があるのか、どのような助言をすればよいのかいまだに手探りと言わざるを得ない。生徒の自尊心を高めたり承認したりするために生徒を褒めることが大事なのは分かるがそれはなぜか。本当に褒めることに意味はあるのか。意味があるならばいつどのような場面でどのように

褒めたらいいのか。こうした問いかけは日々行っているが、本書を読むことでその端緒を掴むことができたのは幸運であった。

当然のことながら、本書では20数年間のわたしの教員としての疑問の全てに答えているわけではない。それでも単に褒めることに意味はなく、何をどのように褒めるのが有効であるか、実験結果を基に本書では説明している。本稿では本書の全ての項目を取り上げないものの、問いに対する仮説、実験結果、結論といった流れで、わたしが感じてきた疑問の一端について客観的事実を基に紹介してくれている。念のために誤解のないように付言しておく、わたしは生徒に対して教師が個々に感じる直観を否定しているわけではなく、むしろそれは時に生徒理解の上で最優先されるものであると考えている。一方で、直観を盲信するのではなく、大規模広範囲に蓄積されたビッグデータを有効活用し、実験を通して得られたエビデンスの観点で直観を検証することによって、これまでの直観的指導を振り返り改善できるのではないかと考えている。自らの直観を別の角度から考察することで、長年の感覚や知見の正当性を証明できるのではないかと考えている。「学力」を科学的に考察することは決してわたしたちの長年の感覚を否定するものではなく、これまで培ってきた感覚に「学力」の科学的考察という観点を加え、今後生徒理解や指導を進めていく姿勢が求められているように考えている。

◎ p. 1 はじめに～p. 13 第1章 “他人の成功体験”はわが子にも活かせるのか

データは個人の経験に勝る

本書冒頭部で筆者は次のように述べている。

データが覆す教育の「定石」(p. 1)

私は、教育評論家や子育ての専門家と呼ばれる人たちを否定したいわけではありません。しかし、彼らがテレビや週刊誌で述べている見解には、ときどき違和感を拭えないときがあります。なぜなら、その主張の多くは、彼らの教育者としての個人的な経験に基づいているため、科学的な根拠がなく、それゆえに「なぜその主張が正しいのか」という説明が十分になされていないからです。(p. 3)

この部分は子供の教育上の方法に関して、褒美を与えること、褒めること、ゲームをさせることの弊害についての筆者の見解を述べた後の引用である。書名に「学力」の経済学とあるように、子どもの「学力」を科学的に考察することが筆者のねらいである。続いて本書の目的について筆者は次のように述べる。

私は、経済学がデータを用いて明らかにしている教育や子育てにかんする発見は、教育評論家や子育て専門家の指南やノウハウよりも、よっぽど価値がある - むしろ、知っておかないともったいないことだとすら思っています。

本書は、その教育経済学が明らかにした「知っておかないともったいないこと」を読者のみなさんに紹介することを目的にしています。(p. 3)

子どもの「学力」を考察する上で「知っておかないともったいないこと」、この記述は読者にとって魅力的である。

本書ではこの後、多くの教員や親が一度は考えたことのある教育上の数々の問いに対する解答が科学的に述べられている。それは一部の者の体験に即した知見、すなわち主観的なものではなく、教育経済学によって明らかにされた科学的考察を経た一つの結論である。もっとも、客観性を有する結論といっても普遍性を有するわけではないので、教育に携わる者は目の前の子ども一人一人に正対し、知見に疑義を挟みつつ教育活動を継続していかなければならないことは言うまでもない。それでも本書がわたしをはじめ、教育活動に携わる多くの人々にとって判断の根拠、あるいは根拠そのものを考察する契機になることは間違いないだろう。

『学力の経済学』については9回にわたって連載したが、本書についてはこの後でクイズを掲載したこともあり、職員間で話題になった。『学力の経済学』の紹介は生徒向けというよりは教職員向けに、と考えていたので、ある程度ねらいは奏功したと言える。図書だよりで『学力の経済学』の存在を知り、本校図書館で借りて読破し、その後生徒の学習指導に生かしたという話を聞き、一定の成果を感じた。

5 成果と課題

現在も継続的に発行している「図書だより 知の世界へ」であるが、以下に現時点での成果と課題を挙げる。なお、「図書だより 知の世界へ」は2021年5月17日までに延べ67回発行している。

【成果】

(1) 生徒の読書機会の増加と全国読書感想文コンクールへの出品者の増加

図書だよりで紹介した本について関心を示す生徒が現れ、こちらが意図した本を読む生徒が発行前よりも増加した。紹介する本については本校生徒の実情を踏まえた上で、生徒にとって有益な本を精選しているので、生徒が読み終わってくれば一定程度の学習になると考えている。また、全国読書感想文コンクール高等学校の部の課題図書を閲覧できる状態にしているためか、コンクールへの出品希望者が大幅に増えた。昨年は地区審査に8名が応募し3名が入賞した。今年度も7月現在、複数名が出品を希望している。

(2) 探究学習・男鹿学への橋渡し

本校では教育目標「男鹿に学んで世界に羽ばたく生徒の育成」の実現に向けて、普通科において総合的な探究の時間に男鹿学と称する郷土学習を実施している。男鹿学では各年度末に学年単位または全校で発表の場を設け、生徒が1年間の学習の成果を披露する。成果は個人での探究またはグループでの探究として発表する。学習テーマとしては「地理・自然」、「産業」、「食」などを想定しているが、探究内容の選択は任意としている。

図書だより2020年度第4号（通算43号）と第6号（通算45号）において『秋田県の戦争遺跡～次世代を担うあなたへ～』を紹介した。同書では秋田県内の戦争遺跡に関する調査結果が記されているが、その中でわたしは男鹿地域の戦争遺跡5箇所のうち2箇所に足を運び図書だよりに紹介した。さらに仙北市田沢湖の戦争遺跡、田沢湖姫観音像についても現地調査を行い、他の資料も提示した上で同書の紹介を行った。本校では例年1年生を対象に男鹿地域の探索活動を実施しているが、今後、同書や図書だよりを活用し、平和教育の実現に向けて男鹿市内や秋田県内の戦争遺跡の探究に厚みを持たせてもよいと考えている。

【課題】

(1) 定期発行の困難さ

発行当初は1年で20号程度を想定していたが、実際には定期的な発行ができていると言えない状況にある。これまでも図書部の他の先生に読書案内をしてもらう機会があったが、質の高い本を余すところなく紹介するとなるとそれなりの分量が必要となり、その結果相応の執筆時間も割かなければならない。そもそも紹介する前の段階として、本の精読をしなければならず、その点でも負担がかかるのである。趣旨を明確にした上で業務分担を図りながら定期発行に努める必要性を痛感している。

(2) 図書だよりの生徒への浸透

(1)に加えて、時間をかけて作成した図書だよりを読む生徒が少ない点も課題である。通常は教職員には図書部より配付し、生徒には図書館前から自由に持って行かせる形態を取っているが、前述の通り、本に親しむ習慣のない生徒にどうやって図書だよりを行き渡らせるか。わたしの国語の授業を図書館で行うことで、図書だよりや図書館にある数多くの良書の一部について適宜紹介する機会を設けているが、それでも全ての生徒に周知できているとは言い難い状況である。今後呼びかけの機会を増やし、生徒が図書だよりに触れる機会を増やしていく必要がある。

6 おわりに

今年度で「図書だより 知の世界へ」の発行は4年目となる。昨年度後半より図書の紹介から一旦離れて、わたしが観た演劇の紹介や新聞記事の紹介を行っている。質の高い本の紹介は特に本校では必要なのだが、今後も図書の紹介のみならず、質の高い作品を紹介していきたいと考えている。また、探究学習・男鹿学においては郷土学習が主体になるので、郷土に関する事柄を焦点化することも視野に入れている。